

群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託契約書（案）

群馬県立沼田特別支援学校長 角田 もと江（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）との間に次の契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、スクールバスの運行と管理を行うことを目的として、次の各号の業務を乙に委託するものとし、その詳細は別紙「群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

- (1) 車両の運行業務
- (2) 車両運行時の介助業務
- (3) 車両の維持管理業務
- (4) 車両の故障、事故の対応及び処理に関する業務
- (5) 車両の保険に関する業務
- (6) 前各号に附随する業務

2 前項の規定により乙が委託業務を行う車両は次のとおりとする。

A車（宝くじ号）

車両登録番号	初度登録年月	車 名	乗車定員	車両総重量
高崎 200 さ・32	平成 19 年 5 月	日野	29 人	5,025kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
699cm	202cm	258cm	PB-XZB50M	軽油
走行距離(R6. 1. 4 現在)	タイヤサイズ		備 考	
243,122km	215/70R17.5 118/116L			

B車（ハイエース号）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 302 せ 2036	令和元年 6 月	トヨタ	10 人	2,590kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
484cm	188cm	210cm	CBA-TRH219W	ガソリン
走行距離(R6. 1. 4 現在)	タイヤサイズ		備 考	
23,636km	195/80R15 107/105L			

C車（ぐんまちゃん号）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 800 せ 8362	平成 30 年 4 月	ニッサン	24 人	5,290kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
699cm	206cm	263cm	ABG-DHW41	ガソリン
走行距離(R6. 1. 4 現在)	タイヤサイズ		備 考	
65,804km	205/80R17.5 120/118L		車いす移動車	

※乗車定員のうち2人は車椅子用のため、実際の座席数は22席である。

D車（ホワイト号）

車両登録番号	初度登録年月	車名	乗車定員	車両総重量
群馬 800 せ 8960	平成 31 年 3 月	ニッサン	24 人	5,240kg
長さ	幅	高さ	型式	燃料の種類
699cm	206cm	263cm	ABG-DHW41	ガソリン
走行距離(R6. 1. 4 現在)	タイヤサイズ		備 考	
57,763km	205/80R17.5 120/118L		車いす移動車	

※乗車定員のうち2人は車椅子用のため、実際の座席数は22席である。

(経費内訳明細書の作成)

第2条 乙は、仕様書第8条に基づいて経費内訳明細書(様式1-1)及び月別内訳明細書(様式1-2)を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

2 乙は、法定点検実施月の変更等、月別実施項目に変更が生じる場合、甲と協議して月別内訳明細書の変更を行わなければならない。

(安全確保)

第3条 乙は、この契約による利用対象者の児童生徒等が障害を有することを十分理解し、安全確保について万全の注意と措置を払わなければならない。

(信義誠実の義務)

第4条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託金額)

第5条 委託料は次のとおりとする。

委託金額は、総額〇〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額は〇〇〇〇円)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。

(委託期間)

第6条 この委託業務の契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第7条 乙は、第4条に規定する各運行方面の契約単価に備考記載の運行予定日数を乗じ、算出した総合計金額100分の110を乗じて得た金額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。)第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。

(遵守事項)

第8条 乙は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、誠実・正確かつ安全を旨とし、その管理する車両を善良な管理者の注意を持って管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密及び一般に公表されない事項を他に漏らしてはならない。この秘密保持義務は、本契約終了後も継続する。

(権利義務の譲渡)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡しまたは継承させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。

(車両管理責任者、車両管理員及び整備管理者)

第11条 乙は、委託業務を行なうため車両管理責任者、車両管理員及び介助員を定め、その氏名等を車両管理責任者等通知書(様式2)により甲に通知するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

2 車両管理責任者は、委託業務の実施に関し、甲の指示または連絡を受ける任にあたりとともに、車両管理員に対して業務の指示及び指揮監督を行なうものとする。

3 甲は、車両管理責任者または車両管理員が業務の履行につき著しく不適当と認められるも

のがあるときは、乙に対してその理由を明示した書面により、その必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

4 車両管理員のうち1名は、整備管理者の資格要件を有すること。

(車両の保管場所)

第12条 車両の保管場所及び保管方法は、甲乙協議の上で決定するものとする。

(事故等の報告)

第13条 乙は、委託業務の実施に伴い事故等が生じた場合は、道路における危険を防止する等必要な措置を講じ、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故の賠償)

第14条 乙は、委託業務の実施に伴い故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、使用する車両(車両の付属品を含む)を滅失したときは同等品以上の代物を弁償し、き損したときは原形に復さなければならない。

(事故等の処理手続)

第15条 乙は、委託業務の実施によって生じた事故等に対する処理手続きを行なうものとする。

(履行の報告)

第16条 乙は、次の各号により、スクールバス運行日報(様式3)、車両管理報告書(様式4)、点検整備記録簿(任意様式)、その他車両管理に必要な報告書をそれぞれ甲に提出しなければならない。

(1) スクールバス運行日報(様式3)は、委託業務実施日に提出するものとする。

(2) 車両管理報告書(様式4)は、委託業務実施月の翌月の15日までに提出するものとする。

(3) 点検整備記録簿は、継続検査(車検)及び法定点検の実施後10日以内に提出するものとする。

(業務の検査)

第17条 甲は、前条第2号の車両管理報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

(委託料の支払)

第18条 委託料の支払いは、月割均等額とする。ただし、円未満の端数が生じる場合は、その額を切り捨てた額とし、委託料(総額)と月割均等額の合計額(12月分)との差額は、初回月(令和6年4月履行分)の支払額に合算する。

2 乙は、前条による検査に合格したものについて、請求書を提出するものとする。

3 甲は、前項に定める正当な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(改善報告)

第19条 前条における報告及び確認において、甲は乙に対して改善の必要を要する事案が生じた場合、乙に対して書面で通知する。乙は、改善を要するとされた事案を改善し、甲に書面で報告しなければならない。

(経費の負担区分)

第20条 委託業務の実施に係る経費の負担区分について、乙が次の事項を実施するときは、これに要する費用は乙の負担とするほか、仕様書に示すとおりとする。

(1) 車検整備並びに一般整備

- (2) タイヤ・チューブ・バッテリー・タイヤチェーン・シートカバーの交換
 - (3) オイル（グリス）の補充交換
 - (4) 車両用消耗品の補充交換
 - (5) 車両・学校間の連絡用携帯電話の整備、使用
 - (6) 事故等で委託車両による運行ができなくなった場合の代替車両の確保
- 2 前項第1号に規定する車検整備に要する経費のうち、自動車重量税、印紙代及び自賠責保険料の金額（以下「自動車重量税等」という。）は、甲の負担とする。ただし、乙は、自動車重量税等を代行納付し、甲に対して別途請求するものとする。
- 3 乙が日常の車両維持管理に必要なガソリン等の負担は、乙の負担とする。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第21条 甲又は乙は、履行期間内に経済事情の激変、又は自然災害の発生等、予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約変更することができる。

（解除等）

第22条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合あっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。
- 6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条もしくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の

2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第 85 条第 1 項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項もしくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

(債務不履行の場合の損害金)

第 24 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(一般的損害)

第 25 条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行不能の場合の処置)

第 26 条 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(損害賠償)

第 27 条 乙が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責を負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(損害賠償の免責事項)

第 28 条 甲は、旅客の障害に起因する発作やパニックなどの行為により、輸送中に乙の車両に損害を与えても、それを賠償する責めを負わない。ただし、甲が故意又は重過失によりそれらの行為を誘発した場合を除く。

(違約金等の遅延利息)

第 29 条 乙が、第 23 条第 2 項並びに第 24 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 30 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(契約の変更)

第 31 条 甲の都合により必要があるときは、甲、乙協議の上本契約を変更できるものとする。

(契約の費用)

第 32 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 33 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 34 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第35条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする前橋地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲	住	所	群馬県沼田市東原新町1801-1
	氏	名	群馬県立沼田特別支援学校長 角田 もと江

乙	住	所	〇〇〇〇〇番地〇〇
	氏	名	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇